

第3回都市マスタープラン検討部会における意見と対応案等について

第3回都市マスタープラン検討部会における意見と対応案等について

1 開催概要

日 時:令和8年9月3日(木)10:00~12:00
場 所:新宿区役所 6回 第4委員会室
案 件:新宿区都市マスタープラン骨子(草案)について
出席者:倉田部会長、中川委員、松本委員、村木委員(オンライン)

2 第3回部会における主な意見と対応案

意見・質問		対応案・質問への回答
(1)骨子(草案)第1章について		
①4つの視点と都市マスタープラン全体の体系		
「4つの視点」が、その後の都市の骨格や部門別方針にどうつながっていくのかが分かりにくいので、視点がどの様に具体的方針へ反映されているかを示した方がよい。(中川委員) 4つの視点が都市の骨格や部門別方針の考え方にどのように反映されているのかを示すことで、計画全体の体系性が分かりやすくなる。(松本委員)		部門別まちづくり方針において、どの視点を踏まえて追加、更新したかを記載した。
②「国際」について		
「国際的な魅力と暮らしの質」が4つの視点に位置付けられている一方、都市の骨格では国際都市という考え方が見えにくくなっているため、現在の都市マスタープランに記載のある「国際都市」や「国際的」という内容を継承するのか、方針転換するのか整理した方がよい。(中川委員) 「国際的」というキーワードは、区全体を見る視点というより、特定のエリアを意識した言葉にも見える。区全体として使うのであれば、その意味や位置付けを整理した方がよい。(松本委員) - 国際化という観光だけでなく、ビジネス面、宿泊機能、外国人居住者など様々な側面があるので、どのような国際都市像を目指すのか見えるようにした方がよい。(中川委員) - 新宿は既に高度に国際化した都市であり、外国人観光客だけでなく外国人居住者や国際的な経済活動の視点も踏まえて国際性を位置付けるべきである。また、外国人労働者が都市活動を支える重要な役割を担っていることを意識すべきである。国際都市としての現状、課題、将来像が都市マスタープランの中で分かるように整理した方がよい。(倉田部会長)		「国際」というキーワードについて、住宅地等では、外国人の住民や観光客が増えていることなどを踏まえて、誰もが安全・安心に暮らし、活動できる都市環境の確保していくこととする。 - 新宿駅周辺などでは、引き続き、国際交流拠点としての魅力向上を図っていくこととする。 - これらを踏まえ、今後20年を見据えた着目すべき視点の1つを、「暮らしの質や国際的な魅力の向上」とするとともに、骨格の考え方において、「3③まちで過ごすすべての人が安心して過ごせるまちづくりを進めます。」や「5①新宿駅周辺から、新たな魅力と価値を生み出し、世界に発信していきます。」などとし、部門別や地域別まちづくり方針に反映した。
③民泊、観光について		
- 観光客増加と居住環境の維持をどのように両立させるかが課題である。民泊の増加による住環境への影響や地域トラブルへの対応について、一定の方向性を示した方がよい。(中川委員) - 夜間観光についても、日本ではまだ不足している。歌舞伎や音楽など夜の文化活動も含めた観光の視点があってもよいのではないか。(中川委員)		- 部門別まちづくり方針の「住宅・住環境の整備」において、良好な住環境の維持等を目的に、住宅宿泊事業法等に基づく民泊の適切な運営等について、新宿区にふさわしい取組を推進することを記載した。 - 具体的には、住宅系用途地域等において民泊を禁止することなどを検討している。
④地域コミュニティ・まちづくりの担い手について		
「町会自治会条例を周知する」という記載について、条例を周知することが目的なのかという印象を受ける。(中川委員) - 地域コミュニティを町会・自治会だけで捉えるのではなく、多様な参加形態を認める視点が必要である。消防団も地域防災や地域活動を支える重要な主体であり、地域コミュニティの担い手として捉えるべきである。(中川委員) - 町会や自治会は高齢化が進み、担い手不足も深刻化しているので、今後はNPOや中間支援組織など、新しい担い手が重要になる可能性がある。(倉田部会長)		- 部門別まちづくり方針の「住宅・住環境の整備」において、「地域団体やまちづくり活動団体への支援とともに、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例に基づき、マンション等居住者を含む地域の様々な主体による町会・自治会活動への参加・協力・連携を促進し、地域コミュニティの活性化を図る。」と修正した。 - 地域コミュニティの主体として町会、自治会に担っていただきつつ、まちづくりの担い手としては、エリアマネジメント団体、NPOなど多様な組織が考えられるため、第4章のまちづくりの進め方において、こういった担い手についても記載した。

第3回都市マスタープラン検討部会における意見と対応案等について

2 第3回部会における主な意見と対応案(続き)

意見・質問		対応案・質問への回答
(2)骨子(草案)第2章について		
⑤若者・学生・関係人口の活用		
・ 大学生や短期居住者、就業者なども地域社会を支える主体として考えられないか。大学生を家賃補助などにより地域に住ませ、地域活動への参加につなげる事例もある。こうした「緩い関与者」をまちづくりに取り込む視点があってもよい。(松本委員) ・ 若者が住み続けやすい住宅として、シェアハウスなど新宿ならではの住居タイプの多様化を意識してもよい。(倉田部会長)		・ 部門別まちづくり方針の「住宅・住環境の整備」において、多様な居住ニーズに対応するため、事業者と連携した住宅の供給、住み替えなどを誘導することを記載した。
⑦保全・利活用・リノベーション		
・ 次の10年でどう変えていくかが主眼になる一方、緑や環境など「保全」「守りながら維持する」という考え方が下位の項目にしか出てこない。上位でも重要視していることが分かるようにしたほうがよい。(松本委員) ・ 既存の施設を上手に活用しながら再生するという視点が必要。建物だけでなく「まちをリノベーションする」という考え方が大事になっている。「保全」というと保存するイメージがあるため、既存施設をクリエイティブに活用する視点を含め、スクラップ・アンド・ビルドだけではない「まちの持続の仕方」を明確にしたほうがよい。(倉田部会長)		・ 将来の都市像において、地域に受け継がれてきた歴史や文化、みどりや水辺、人々の暮らしなど、新宿の多彩な資源を大切にすることとあわせて、新たな発想や技術を取り入れ、それぞれの地域の魅力を高めていくことを記載した。
⑧都市機能や公共施設の複合化・集積		
・ 機能の「複合化」という視点が重要。公共施設の合理化や財政面だけでなく、機能を複合化することで、これまでなかった交流が生まれるというメリットもある。15分都市の考え方のように、生活に必要な機能が身近に存在する都市構造を意識し、都市機能の集積と併せて、複合化や最適配置の視点を計画の中で明確にした方がよい。複合化することで、新しい交流や価値創出にもつながる(倉田部会長)		・ 部門別まちづくり方針の「土地利用」において、住宅市街地では「店舗などの生活利便施設が身近に立地する」こと、新宿駅周辺では「業務・商業・娯楽・滞在・宿泊・居住など多様な機能の集積を誘導する」ことなどを記載した。 ・ 公共施設の複合化について、区としては公共施設等総合管理計画において基本方針に掲げて取り組んでいる。現在、公共施設等総合管理計画の改定作業を行っており、改定にあたっては公共施設の複合化・多機能化のほか、施設の利用実態や利用圏域、地域特性等を踏まえた適正配置などを踏まえた方針を検討しているところである。そのため、当該管理計画の検討状況も踏まえながら、来年度の都市マスタープランの策定に向けて引き続き検討していく。
⑨交通		
・ 人や物流のラストワンマイル対策が重要である。(中川委員) ・ 自動運転導入に当たっては、乗降場所や車寄せ空間が課題であり、自動運転による渋滞の発生を想定した都市側の受け皿が必要である。(中川委員) ・ 自動運転だけでなく、鉄道、バス、自転車、徒歩、オンデマンド交通など多様な移動手段を選択できる環境が重要である。移動弱者を生まない都市づくりの視点が大事である。(倉田部会長)		・ 部門別まちづくり方針の「都市交通整備」において、交通体系イメージとしてシェアサイクルを示すとともに、駅やバス停から目的地までの移動手段としてシェアサイクルを推進することを記載した。 ・ 部門別まちづくり方針の「都市交通整備」において、自動運転などの次世代のモビリティへの対応については、交通施策と道路インフラの整備・活用を一体的に検討することを記載した。 ・ 部門別まちづくり方針の「都市交通整備」において、徒歩や公共交通など多様な交通手段を適切に組み合わせ、誰もが安全・快適に移動できる人を中心とした移動環境の形成を図ることを記載した。
⑩オープンスペース		
・ オープンスペースは大規模公園だけでなく、小規模な公園や空地も含めて「規模に関わらず」という考え方を盛り込むことを検討してはどうか。また、オープンスペースの意義として、防災やコミュニティ形成の機能を強調した方がよい。(中川委員) ・ 公開空地など民間が整備するオープンスペースについても有効活用を図るべきである。オープンスペースは整備するだけでなく、運営・活用まで含めて考える必要がある。(倉田部会長)		・ 部門別まちづくり方針の「土地利用」において、オープンスペースは、規模に関わらず、滞在や交流、移動など日常生活を豊かにする場であるとともに、防災性向上や景観形成、暑熱緩和、環境改善など都市を支える多様な機能を有する重要な空間であるため、様々な機会を捉え、積極的に確保・誘導を図るとともに、地域特性に応じた積極的かつ柔軟な活用を図ることを記載した。

第3回都市マスタープラン検討部会における意見と対応案等について

2 第3回部会における主な意見と対応案(続き)

意見・質問		対応案・質問への回答
(2)骨子(草案)第2章について		
	⑪防災	
	・ 震災の記載に比べて風水害の記載が少ない。グリーンインフラだけではゲリラ豪雨に対応できず、気温上昇への対応として遮熱性の高い舗装や日陰づくりなどの記載も必要ではないか。(村木委員) ・ 新しい都市マスタープランには、「今社会が求めていること」がキーワードとして出てくる必要があり、ゲリラ豪雨や水害など、現在多くの人が不安に感じている課題をもう少し強調したほうがよい。(村木委員) ・ 災害を震災や水害だけで捉えるのではなく、その背景にある「気候変動」を意識する必要がある。透水性・遮熱性舗装や側溝の改善など、現在出てきている技術を必要なところに導入していく視点も重要である。個別技術を細かく書くのではなく、大きな問題意識を都市マスタープランの前のほうで示したほうがよい。(倉田部会長)	・ 部門別まちづくり方針の「防災まちづくり」において、「激甚化する集中豪雨等による都市型水害に対応するため、公共施設や大規模民間施設などにおいて雨水貯留施設やグリーンインフラ等を活用した雨水浸透施設などの整備を進めるとともに、道路の浸透性舗装整備、広域調整池などの河川整備や下水道幹線等の整備などを進め、流域全体での治水対策を推進する。」ことや「地下街・地下鉄駅・建築物の地下部分における浸水対策や、止水板・出入口対策、避難確保計画の作成を促進する。」ことを記載した。 ・ 各部門別方針の小タイトルについて、例えば「激甚化する風水害への対応強化」や「脱炭素化の推進」など社会が求めていることを意識して修正を行った。 ・ 今後20年を見据えた着目すべき視点の1つとして、「強靱で持続可能な都市の実現」を位置付け、現況課題として気候変動による風水害の甚大化などを記載した。
	⑫環境(脱炭素)	
	・ 環境分野で「カーボンニュートラル」「脱炭素」という言葉が十分に出てこず、旧都市マスタープランとあまり変わっていない印象がある。新宿区内の建物をどうしていきたいのか、区としての指針・姿勢をもう少し打ち出したほうがよい。(村木委員)	・ 部門別まちづくり方針の「環境に配慮したまちづくり」において、小タイトルを「脱炭素化の推進」とし、新築及び既存建築物について、ZEB・ZEH水準を満たした建築物を誘導することや、ペロブスカイト太陽電池等の次世代太陽電池を活用した太陽光発電設備の導入を検討し、更なる再生可能エネルギーの創出に向けて取り組むことなどを記載した。